令和８年（フ）第７２６号
埼玉県吉川市吉川二丁目15番地４　吉川タウンハウスⅡ103号
債務者　笹　　紀子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第７３３号
埼玉県春日部市栄町２丁目214番地　梅田コーポ101
債務者　渡邉　俊幸
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第７４２号
埼玉県三郷市三郷１丁目27番地６　アデリアガーデン502号
債務者　山田　琢也
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３２８号
埼玉県深谷市普済寺1540番地１　県営岡部普済寺団地１―506
債務者　長谷川八重子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３２９号
埼玉県深谷市普済寺1540番地１　県営岡部普済寺団地１―506
債務者　長谷川仁美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３７７号
埼玉県熊谷市箱田１丁目７番15号
債務者　沼尻秋津美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３７８号
埼玉県熊谷市箱田１丁目７番15号
債務者　沼尻　弥生
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第４５８号
神奈川県座間市緑ケ丘３丁目19番７―207号　エルヴィーナ緑ケ丘
債務者　石田　明彦
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第５１５号
相模原市中央区すすきの町19番１―502号
債務者　武山　由依（旧姓小林）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第５８０号
愛知県岡崎市河原町11番地12　ハイツ第２平地　201、旧住所愛知県岡崎市鴨田町字山畔22―１　ＯＨＩビル　202号室
債務者　磯谷由利子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１４９４号
札幌市手稲区曙１条１丁目６番28号
債務者　下村　　創
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６８８号
札幌市南区澄川４条２丁目16番５―306号
債務者　立花　大樹
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９３６号
札幌市東区北７条東５丁目17―41　ＡＹＡＣａｓａ201号室、住民票上の住所札幌市中央区北４条西17丁目19番地18　ＭＦビル403号
債務者　三上　雄太
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９５３号
札幌市豊平区美園10条７丁目２番18号　ノースコート月寒公園Ⅱ―103号
債務者　女池　光美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０５６号
札幌市厚別区もみじ台西２丁目１番２―102号
債務者　若園　貞俊
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０７２号
札幌市清田区清田５条４丁目７番10号
債務者　村上　直矢
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１１４号
札幌市北区北37条西３丁目１番35―410号
債務者　西川　和伸
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部